

特定非営利活動法人 日本防災士会・徳島県支部規約

制定：平成18年1月21日

改正：平成20年6月29日

改正：平成23年7月 3日

改正：平成24年6月10日

改正：平成26年6月29日

(名称)

第1条 本支部は「特定非営利活動法人 日本防災士会・徳島県支部」と称する。

- 2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、特定非営利活動法人日本防災士会の表記に準じるものとする。

(目的)

第2条 本支部は「自助」「共助」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士としての活動と技術研鑽を支援することを目的とする。

- 2 本支部は「特定非営利活動法人 日本防災士会」の定款第38号に基づく同会の支部であり、同会の定款第3条の目的に準ずるものとする。

(会員)

第3条 会員は、本支部の目的に賛同する徳島県内に在住・勤務・在学する日本防災士機構の認証を受けた防災士によって構成する。

- 2 会員は、本規約「第8条の2」で別に定める「会費規定」の年会費を収めた者とする。
ただし、年会費を特別な事情がなく、当該年度内に納入しなかった者は、翌年度以降退会したものとみなす。
- 3 入会に際しては、徳島県支部入会申込書に必要事項を記載し、支部長に提出して承認を受けるものとする。なお、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は支部長に届け出るものとする。
- 4 会員は、退会、死亡又は除名によって資格を喪失する。
- 5 退会しようとする者は、退会届（様式随意）を提出するものとする。
- 6 本支部の名誉を毀損し若しくは著しく公序良俗に反する行為を行った者又は本規約が規定する規則に違反した者は、役員会の議決により除名することができる。

(事業)

第4条 本支部は、本規約「第2条」の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災・減災技能の研鑽に資する事業。
- (2) 会員相互の交流に資する事業。
- (3) 訓練・講習会及び研修会等の開催並びに参加に関する事業。

- (4) 特定非営利活動法人 日本防災士会が計画・実施する関連事業については、特定非営利活動法人 日本防災士会の入会者のみの参加事業（連絡及び調整を含む）とする。
- (5) その他本支部の目的を達成するために必要な事業。

(事務局)

第5条 本支部の事務局を、徳島県内におく。

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置き、もって役員会を構成する。

支部長	1名
副支部長	2名
事務局長	1名
副事務局長	1～3名
会計	1名
監査	2名
幹事	若干名

- 2 本支部に顧問、参与等をおくことができる。
- 3 役員は会員から選出するものとする。ただし、支部長は「特定非営利活動法人 日本防災士会」入会者の中から選出する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、改選時までは任期内とする。

(会議)

第7条 本支部に次の会議をおく。

総会
役員会

- 2 総会は毎年1回以上開催し、役員、予算、事業計画の決定、決算の承認を行う。
- 3 総会の議決は、総会に出席した会員（委任状提出者を含める。）の過半数の賛成によるものとする。
- 4 役員会は総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

(会計)

第8条 本支部の経費は、会費、寄付金等をもってこれにあてる。

- 2 会費の額については別に定める。
- 3 本支部の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(支部規約の改正)

第9条 本支部規約は、役員会の議決を経て、かつ、総会の承認により改正することができる。

(細則)

第10条 本支部の事業を円滑に行うため、規約細則を制定することができる。

2 規約細則の制定及び改正は、役員会の承認を得て支部長が行う。

(事業に伴う支部収入と支出)

第11条 支部は第4条の支部事業に伴う収入を計画・想定しているものではない。

ただし、事業に伴って支部に何らかの収入があった場合はこれを記録し管理するものとする。また、事業に参加した会員に対して支部は収入に見合う額の支払いをするものとする。

2 第1項の詳細事項を細則に定めるものとする。

3 定期総会において前年度の事業収入があった場合に支部はその相手及び収入の額を明らかにするものとする。

会費規定

制定：平成18年6月 3日

改正：平成19年6月24日

改正：平成23年7月 3日

改正：平成27年6月14日

特定非営利活動法人 日本防災士会・徳島県支部の経費として、支部規約第8条第2項にかかる「会費規定」を下記のとおり定める。

第一項 会員は、本支部の運営に必要な経費として、年会費を納入しなければならない。

第二項 年会費は、2,000円とする。
年会費の納入は、全額一時払いによるものとし、返還はしない。

第三項 県支部新規入会者が入会時に年会費を納入した月が、4月、5月、6月、7月、8月、9月については、2,000円とし、10月、11月、12月、1月、2月、3月については、1,000円とする。年会費の有効期間は当該年度末までとする。

第四項 本会費規定は、平成27年6月14日より効力を生ずる。